

(利用料は鳥取県の基準により変更する場合があります。) (金額：円)

対象収入による階層区分		基本料金 (月額)			
		生活費	サービス提供に要する費用	居住に要する費用	合計
1	1,500,000円以下	44,512	10,000	15,664	70,176
2	1,500,001～1,600,000	44,512	13,000	15,664	73,176
3	1,600,001～1,700,000	44,512	16,000	15,664	76,176
4	1,700,001～1,800,000	44,512	19,000	15,664	79,176
5	1,800,001～1,900,000	44,512	22,000	15,664	82,176
6	1,900,001～2,000,000	44,512	25,000	15,664	85,176
7	2,000,001～2,100,000	44,512	30,000	15,664	90,176
8	2,100,001～2,200,000	44,512	35,000	15,664	95,176
9	2,200,001～2,300,000	44,512	40,000	15,664	100,176
10	2,300,001～2,400,000	44,512	45,000	15,664	105,176
11	2,400,001～2,500,000	44,512	50,000	15,664	110,176
12	2,500,001～2,600,000	44,512	57,000	15,664	117,176
13	2,600,001～2,700,000	44,512	64,000	15,664	124,176
14	2,700,001～2,800,000	44,512	71,000	15,664	131,176
15	2,800,001～2,900,000	44,512	78,000	15,664	138,176
16	2,900,001～3,000,000	44,512	85,000	15,664	145,176
17	3,000,001～3,100,000	44,512	92,000	15,664	152,176
18	3,100,001～3,200,000	44,512	99,000	15,664	159,176
19	3,200,001～3,300,000	44,512	106,000	15,664	166,176
20	3,300,001～3,400,000	44,512	113,000	15,664	173,176
21	3,400,001～3,500,000	44,512	120,000	15,664	180,176
22	3,500,001～3,600,000	44,512	127,000	15,664	187,176
23	3,600,001以上	44,512	134,000	15,664	194,176

○利用料は、基本料金（生活費・サービス提供に要する費用・居住に要する費用）とその他の利用料の合計額です。

○冬期間11月から3月までは、上記料金とは別に暖房費（冬期加算額）として、月額2,283円が必要です。

○上記基本料金（生活費・サービス提供に要する費用・居住に要する費用）は、ご本人の対象収入によって異なります。

対象収入は、前年度の収入より、必要経費（租税、社会保険料、医療費等）の合計額を控除した額です。

基本料金は年度毎に県の基準により変更されることがあり、4月に遡って変更させていただきます。

○その他の利用料は、個人（居室）で使用される電気、水道、電話料金等となります。

○管理費は一括で納入して頂くこともできます。

<入居一部金>

★ 管理費の一部負担金を頂く予定です。

(入居時に管理費として1人個室20万円)

※夫婦用居室を夫婦で利用し、かつ夫婦の収入及びその必要経費を合算した合計額が、300万円以下に該当する場合、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、

(利用料は鳥取県の基準により変更する場合があります。) (金額：円)

対象収入による階層区分		基本料金 (月額)			
		生活費	サービス提供に要する費用	居住に要する費用	合計
1	1,500,000円以下	44,512	10,000	16,497	71,009
2	1,500,001～1,600,000	44,512	13,000	16,497	74,009
3	1,600,001～1,700,000	44,512	16,000	16,497	77,009
4	1,700,001～1,800,000	44,512	19,000	16,497	80,009
5	1,800,001～1,900,000	44,512	22,000	16,497	83,009
6	1,900,001～2,000,000	44,512	25,000	16,497	86,009
7	2,000,001～2,100,000	44,512	30,000	16,497	91,009
8	2,100,001～2,200,000	44,512	35,000	16,497	96,009
9	2,200,001～2,300,000	44,512	40,000	16,497	101,009
10	2,300,001～2,400,000	44,512	45,000	16,497	106,009
11	2,400,001～2,500,000	44,512	50,000	16,497	111,009
12	2,500,001～2,600,000	44,512	57,000	16,497	118,009
13	2,600,001～2,700,000	44,512	64,000	16,497	125,009
14	2,700,001～2,800,000	44,512	71,000	16,497	132,009
15	2,800,001～2,900,000	44,512	78,000	16,497	139,009
16	2,900,001～3,000,000	44,512	85,000	16,497	146,009
17	3,000,001～3,100,000	44,512	92,000	16,497	153,009
18	3,100,001～3,200,000	44,512	99,000	16,497	160,009
19	3,200,001～3,300,000	44,512	106,000	16,497	167,009
20	3,300,001～3,400,000	44,512	113,000	16,497	174,009
21	3,400,001～3,500,000	44,512	120,000	16,497	181,009
22	3,500,001～3,600,000	44,512	127,000	16,497	188,009
23	3,600,001以上	44,512	134,000	16,497	195,009

○利用料は、基本料金（生活費・サービス提供に要する費用・居住に要する費用）とその他の利用料の合計額です。

○冬期間11月から3月までは、上記料金とは別に暖房費（冬期加算額）として、月額2,283円が必要です。

○上記基本料金（生活費・サービス提供に要する費用・居住に要する費用）は、ご本人の対象収入によって異なります。

対象収入は、前年度の収入より、必要経費（租税、社会保険料、医療費等）の合計額を控除した額です。

基本料金は年度毎に県の基準により変更されることがあり、4月に遡って変更させていただきます。

○その他の利用料は、個人（居室）で使用される電気、水道、電話料金等となります。

※夫婦用居室を夫婦で利用し、かつ夫婦の収入及びその必要経費を合算した合計額が、300万円以下に該当する場合、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、夫婦それぞれの事務費徴収額は、上記の事務費の額から30%減額した額となります。